

FTPウォレット購入メンバー登録申請書

※すべての項目にご記入ください

お申込日 西暦20 年 月 日

会員登録情報			
氏名	フリガナ 〒	性別 男・女	生年月日 西暦 年 月 日 (歳)
ご住所	フリガナ 〒		
連絡先	TEL: () -	FAX: () -	携帯: - -
E-mail	フリガナ @		

申込プラン		月額サービス費用選択		
登録プラン	初回購入費用	決済方法 <input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> クレジットカード <input type="checkbox"/> BTC	申込欄 (下記ご選択いただき○をしてください)	
			月額サービス費用	\$80
			リピートポジション選択	01 02 03
※クレジットカードでの購入はBプランのみです。 ※すべてのプランにおいて現金・BTCでの購入ができません。 ※BTCで購入される場合はEXCアプリより別途BTC決済手続きが必要です。 ※登録プラン、初回購入金額を記入してください(特別キャンペーン価格表参照)			初回費用振込先銀行口座 芝信用金庫(シバシキン) 高輪支店(カナワ) 普通 0005098 トツミツシヨ(カ)	

受取口座	
口座名義人 ※申込者本人	フリガナ

← フリガナは左詰め、濁点・半濁点は1文字とし、姓と名の間を空けて下さい。

ゆうちょ銀行	
通帳記号	1 0
通帳番号	

← 右詰めでご記入ください。

ゆうちょ銀行以外の金融機関			
銀行金庫組合	本店支店出張所	銀行コード	支店コード
預金種目	普通 当座	口座番号	

※ ゆうちょ銀行・ゆうちょ銀行以外の金融機関いずれかをご記入ください。
← 右詰めでご記入ください。

紹介者/上位者指定			
紹介者	氏名 フリガナ	連絡先 () -	会員番号 ※1 01
上位者指定	氏名 フリガナ	連絡先 () -	会員番号 系列指定 (いずれかに✓) ※2 <input type="checkbox"/> 左端 <input type="checkbox"/> 右端 <input type="checkbox"/> オート

初回購入費用・月額サービス費用クレジットカード支払申請書【クレジットカード情報記入欄】					
カード種類	VISA・Master・JCB	カード名義 (大文字アルファベットで記入)	名(FirstName)	姓(LastName)	
カード番号					
有効期限	月/ 年	CVV番号 (カード裏面下3桁)	お支払回数	一括のみ	お支払月額 上記申込の月額サービス費用

※ 月額サービス費用につきましては毎月15日にUSDにてクレジットカード決済が行われ、カードエラー等の理由により決済不可の場合には25日までに現金振込にて月額サービス料をお支払いください。(決済日が土日祝日の場合は前営業日) また、決済が完了しなかった場合にはサービスを受けることができません。

申込書郵送先	お問合せ
FTPメンバーズプログラムセンター 〒541-0056 大阪市中央区久太郎町3-2-10 4F	BIBカスタマーセンター TEL 03-4283-1077 FAX 03-4283-1078

注意事項 ※ 本申込書は必ず申込者ご本人様が自署・捺印して下さい。
 ※ 申込者は本申込書・権利購入同意書類のコピーを保管し原本を郵送して下さい。
 ※ 申込者の本人確認書類(運転免許証・健康保険証・住民票)および初回費用が振込の場合は振込明細書コピーを同封して下さい。
 ※ 申込者が本申込書をご提出いただき初回購入費用のお支払い手続きが完了した時点で、EXC事業への申込契約が成立いたします。
 ※ 本申込書での登録申込とは、申込者がEXCの事業説明を受け事業内容をよく理解し同意書面を確認したうえでの登録申込となります。
 申込書ご提出前にあらかじめEXC事業内容と契約内容・同意書記載内容をよくご理解いただきご確認のうえお申込み下さい。

契約申し込み・誓約欄							
私は、EXC事業説明を受け、事業内容をよく理解したしたうえで同意書面を確認し、EXCアプリ有料メンバー登録を申し込みます。また、上記クレジットカードにて初回購入費用・月額サービス費用のクレジットカード決済を申し込み支払うことに同意いたします。							
ご記入日	年	月	日	ご署名			
事務局 使用欄		消印日	登録処理日	入金日	定期開始月		

EXCHANGE APPLICATION ご購入ならびビジネス権利申込書

- ◆下記を熟読の上、御同意いただけましたら御購入申込書を弊社へご送付ください。
- ◆BIB Limited (以下、「著作者」と言います)は、本契約書と共に提供するソフトウェアプログラムおよびビジネス権利を使用する非譲渡性の非独占的権利を下記の条項に基づき許諾し、御客様も下記条項に同意していただくものと致します。

会員の権利

ウォレットの利用とビジネスの権利を取得したことに同意したものとします。

会員の責務

- ・当社のサービスに関する正確な知識を把握して説明を行うこと。
- ・会員は自身の紹介した会員に対して様々な伝達や活動における支援を目的として、サポートを行うこと。

会員の登録条件

1. 会員登録を行う場合は会員からの紹介が必要となります。
2. 本書面を十分理解いただいた上、全てを承認すること。
3. 日本国籍を有するか、日本国籍を有しなくても日本在留資格を有し日本滞在が6か月を超えること。
また、会員の活動を行う上で支障のない日本語による会話が可能なこと。
4. 契約申込時点で満20歳以上であり、かつ学生でないこと。
5. 会員登録が、宗教・政治活動を主たる目的とせず、且つ特定の公職の候補者、公職にあたる者または政党の推薦・支持・反対を目的とするものではないこと。
6. 暴力団に属さず、あるいは暴力団若しくはその関係者ではなく、またはこれらの組織の統制下に属していないこと。
7. 過去に登録があった場合、解約・退会されてから6か月以上であること。(除名処分等により会員資格を喪失された方は再登録できません。)
8. 成年被後見人、被保佐人でないこと。
※当社が入会を認めがたいと判断した場合、虚偽の申請が発覚した場合は登録できません。
※登録後に登録条件に反する事実が発覚した場合、登録を抹消させていただきます。
(その場合、登録費用ならびに商品代金等の返金は致しません。)

禁止事項・遵守事項

- 会員は、特に次の事項について事実の不告知をしたり、不実の告知をしたりする行為をしてはなりません。
 1. ウォレットサービスの種類・性能・内容・品質・商標 (または権利・役務の種類及び内容とその効果)
 2. 特定負担 (会員登録や活動に必要な費用) に関する事項
 3. 契約の解約に関する事項(クーリング・オフを含みます。)
 4. 特定利益に関する事項
 5. その他、相手方の判断に影響を及ぼす重要な事項
- 会員は、会員契約を強要し、または契約の解除を妨げるための前項の1~5の事項につき不実の事を告げてはなりません。また、契約を締結させる、または契約の解除を妨げるため、人を脅迫して困惑させてはなりません。

勧誘に際して相手の判断に影響を及ぼす重要事項について

- ① クーリング・オフを定めた事項の説明を隠匿したり、不実告知及び脅迫困惑により無条件解約を阻止された場合、事業者が無条件で解約出来る旨を再度の書面交付を行った日から、連鎖取引契約者は20日の間にクーリング・オフをすることが認められます。不実の告知、重要事項の故意の不告知の勧誘行為により顧客が誤認し、契約等をした場合は取り消すことができます。
 - ② ※勧誘または契約の解除を妨げる為に、上記次項について事実と異なることを告げる、相手に対して脅迫・困惑させると、「特定商取引に関する法律」により罰せられます。
- 会員はリクルート活動にあたって、特に以下の事項に留意し、これらを遵守しなければなりません。
 1. リクルート活動を目的として勧誘する時 (当社が独自に主催する各種会合、催事等その他、当社が主催の事業説明会へ勧誘を含む) は、必ず当社の名称と勧誘者の氏名又は名称、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘する目的があること、また当該勧誘に関わる登録の際提示される商品及びサービスの内容を明らかにし、身分を明らかにしなければならない。
 2. 前記1.の際、特定負担を伴う取引についての勧誘をするものであると告げずに、紛らわしい告知や、その他法令で定められた場所以外の場所において呼び止めて同行させる事、またはその他法令で定める方法 (訪問・チラシ配布・広告・電話・郵便・電報・信書便・FAX・インターネット等)で誘引した者に対し、公衆の出入りする場所以外の場所において当該契約の締結について勧誘してはならない。
 3. 勧誘目的を隠し、公衆の出入りしない場所に連れ込んで契約を勧誘してはならない。

4. 相手に不安を与える発言、困惑させる発言、脅迫行為を行ってはならない。また相手の了承なく長時間に渡る勧誘活動、早朝・深夜など活動に不適切な時間に活動してはならない。
 5. 消費者金融業者等の利用による商品購入の斡旋、消費者の支払い能力を超える商品を販売してはならない。また、高齢・障害・病気等のために会員活動ができない方に対し、商品利用以外の目的で勧誘・契約させることをしてはならない。また、年金受給者・生活保護受給者に対して、支払い能力を超える商品の販売をしてはならない。
 6. 相手の判断に影響を及ぼす事項について不実告知及び事実不告知をしてはならない。
 7. 自由意思による解約、あるいはクーリング・オフをしようとしている相手に対し、威迫したり、困惑させたりしてはならない。
 8. 販売行為を拒否した者に対し、再三にわたる勧誘行為をしてはならない。
- 会員は、当社の企業理念に沿った事業内容の知識や説明技術などの向上に努め、常に全会員の模範となるよう行動しなければならない。また最新の情報を正確に伝えるよう努めなければならない。
- 当社、業務代行会社及び会員に対し、不利益となる行動や妨害、謙誇中傷、または風評被害の原因となるような発言、言動などをしてはならない。
- 会員は、上記の事項を当社が認める特別な理由がない限り遵守し、これに反した場合は会員除名、資格剥奪、ボーナス支払いの停止、減給などの、当社が決めた常識的な処分に従い、一切異議申立てしない事とします。また、上記の事項に反した会員を紹介した会員に対しても同様の処分を行うものとします。

名義変更について

本人が死亡した場合は、2 親等以内の法定相続人に名義変更することにより、会員の権利を継承することができます。※名義変更する場合は、別途登録手数料が必要となります。

月額サービス料のご負担について

STAGE2より会員となり特定利益を取得するには、月額サービス料を連続して 36 回お支払する必要があります。

自動退会について

月額サービス料の支払いが 6 か月ないポジションは自動的に退会扱いとなり、当該ポジションの登録は抹消となります。

資格の取り消し

下記の一つに該当する場合は全てのボーナスを差し止め、会員資格を剥奪させていただきます。

また、会員は当社に対し処分について一切の異議申立てを放棄するものとします。

- 刑法・特定商取引法など、関連法規に違反し反社会的行為を行った方
- 暴力団等反社会的と認められる団体に所属するもの、ならびに団体であることが明らかになった時
- 健全なビジネスを営む上で当社及び業務代行会社が不相当と認めた方
- 営業活動に妨害を与えたと判断された方
- 禁止行為・遵守行為に違反した場合
- 20 歳未満および学生の方の登録が発覚した場合（本人・紹介者共処罰の対象となります）
- 他の組織販売などに当会員を勧誘する等の問題を引き起こした場合
- 当社、業務代行会社及び従業員または当会員の信用を失墜させる目的等、根拠のない風評を流布した場合

反社会的勢力の排除

当社及び会員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条 1 項 2 号に定める「暴力団」、同 6 号に定める「暴力団員」、その他「暴力団」又は「暴力団員」に準じる反社会的勢力又は人物と一切の関係がないことを確約し、本契約締結以後も同様とする。

紛争について

当社及び会員との間にトラブルが発生した場合は、マレーシア国内の本社所在地の管轄裁判所とします。

その他

下記事項に同意した上で申込書を提出するものとします。

- ・ ビジネス権利は実際の状況により流動するものであり、確定していません。
- ・ マレーシアに事業所を持つ BIBLimited との契約となります。
- ・ EXCHANGE APPLICATION 権利契約に対するキャンセル、クーリング・オフは、20 日以内とし、マレーシアに事業所を持つ BIBLimited からの返金となります。
- ・ 特別期間、縁故期間での契約は事業が進行するにつれて変更、改善などがあることを予め理解し、全てのリスクが伴う事に同意します。

Date (記入年月日) 年 月 日

Signature (ご署名)